

生成 AI 利用ガイドライン Ver1.1

令和7年6月

北区教育委員会事務局教育振興部学び未来課

1 はじめに

(1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、東京都北区の教職員及び児童・生徒が業務や学習で生成 AI を利用する際に遵守すべき事項を明記したものである。

生成 AI とは、プロンプト（指示・命令文）を与えることで、文章やイラスト・音声等を生成することができる人工知能の一つで、人間の業務・作業をサポートするツールとして活用が期待されている。一方で、利用にあたっては情報漏洩や回答の不正確性、著作権侵害などの問題が指摘されており、ファクトチェック（情報の正確性・妥当性の確認）の重要性など、**最終的には人間の判断によって適切に活用される必要があるものである**という、AI リテラシーを身に付ける必要がある。

本ガイドラインでは、利用時の作業指示（プロンプト入力）や生成された情報の活用時の注意事項等についてまとめており、**生成 AI の利用にあたっては、必ず本ガイドラインの内容を確認すること**。また、本ガイドラインに定めがなく、疑義が生じる場合には、学び未来課へ問い合わせを行うこと。

なお、本ガイドラインは、状況に応じて随時見直していくことを前提としている。

(2) 本ガイドラインが対象とする範囲

本ガイドラインが対象とする生成 AI は、当面の間、以下の6つに限定する。

○教職員及び児童・生徒用

ツール名	発行元
①みんなで生成 AI コース	みんなのコード
②AdobeExpress 画像生成 AI ツール	A d o b e

○教職員用（児童・生徒は利用不可）

ツール名	発行元
③Chat GPT	Open AI
④Canva 内生成 AI ツール	Canva
⑤Gemini	Google
⑥Notebook LM	Google

なお、利用については、当面の間、学習用端末「きたコン」での利用に限定する。

対象とする利用者については、東京都北区立学校の教職員、小学3年生から中学3年生（義務教育学校は3年生から9年生）までの児童・生徒とする。

【各生成 AI の利用にあたって】

①みんなで生成 AI コース（<https://aichat.proguru.jp/>）

利用登録は学び未来課で行う。利用にあたっては、各教員がクラスルームを立ち上げる必要がある。

（その他詳細については、別に定めるマニュアルを参照）

②AdobeExpress 画像生成 AI ツール

すでにまなびポケットメニューに入っている「AdobeExpress」から使用可能。

教職員用生成 AI ツール（③～⑥）を利用するにあたっては、「2. 生成 AI の使用について」に記載する事項について留意すること。また、①～⑥以外の生成 AI 利用に関しては、規約を確認の上、必ず利用前に学び未来課へ問い合わせを行うこと（利用の可否等について、学び未来課で検討を行う）。

2 生成 AI の使用について

I データの入力に際して注意すべき事項

以下に示す内容のデータ入力については、**禁止とする**。

(1) 個人情報（氏名・生年月日・住所等）及び機密性の高い情報（成績情報等）

入力したデータは、学習されて検索対象になったり、当該ツール提供者のモデル学習に利用されたりする可能性があり、東京都北区個人情報管理規程に規定する個人情報の取り扱いにも抵触するため、生成 AI に **個人情報（氏名・生年月日・住所等）及び機密性の高い情報（成績情報等）を入力してはならない**。

(2) 非公開情報

生成 AI に、東京都北区情報公開条例第 8 条の各号に掲げる**不開示情報**を入力してはならない。

・法令秘情報（第 1 号）

法令及び条例の規定により、公にすることができないと認められる情報

・法人等情報（第 3 号）

公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

・生命等保護情報（第 4 条）

公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序維持に支障が生ずるおそれがある情報

・審議協議等情報（第 5 条）

内外問わず審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

・事務事業執行情報（第 6 号）

監査、契約、調査研究等に関する情報で、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じると認められるもの

※詳細は「**東京都北区情報公開条例**」第 8 条（**区政情報の公開義務**）を参照

(3) 他者から秘密保持義務を課されて開示された情報

他者との間で取得した情報を生成 AI に入力する行為は、生成 AI ツール提供者という「第三者」に対して秘密情報を開示することになるため、生成 AI に **秘密情報を入力してはならない**。

II 生成物を利用するに際して注意すべき事項

生成 AI ツールは、インターネット上の情報の真偽を判断して生成するプログラムになっておらず、生成物の正確性は保証されないため、利用する際は以下に示す事項に注意が必要である。

(1) 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性について

生成 AI は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものであり、フェイク情報も学習してしまうことがあることから、**生成物の内容には虚偽が含まれている可能性があることに注意すること**。

生成 AI は、学習していない非公開のクローズドな情報に関しては正しく回答できない。無理に回答を求めると、もっともらしい嘘やでたらめな回答をする場合がある（これを「ハルシネーション」という）。

生成 AI の特性や限界を把握し、生成物の内容を過信せず、必ず根拠や裏付けを一つずつ確認すること。

(2) 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性について

ア 著作権侵害

著作権法の第35条では、授業の過程で行われる著作物の複製利用は部分的に認められているが、生成 AI からの生成物が既存の著作物と同一もしくは類似している場合、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があるため、以下の留意事項を遵守すること。

- ①プロンプトに既存著作物、作家名・作品の名称を入力しない。
- ②特に生成物を利用する場合には、生成物が既存著作物に類似しており、著作権の侵害にあたらないかを確認するようにする。

イ 虚偽の個人情報・名誉毀損等

生成 AI は、個人に関する虚偽の情報を生成する可能性があることが知られている。虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法違反や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があるため、必ず事実確認を行うようにすること。

(3) 生成物の著作権について

生成 AI が単独で生成した生成物（人間による指示なし、または簡単な指示のみによって生成されたもの）に、現状、著作権は発生しないものと考えられており、その場合、当該生成物は基本的に第三者に模倣される可能性がある。生成 AI による生成物に著作権が発生するか否かについては、最終的には生成 AI を利用しての創作活動に人間の「創作的寄与」があるか否によって定まるため、生成物をそのまま利用することは極力避け、できるだけ加筆・修正して、自らの著作物として利用すること。

(4) 生成 AI のポリシー上の制限について

本ガイドラインに記載する制限に加え、「AI を利用した生成物であることの明示」「商用利用の可否」等、各生成 AI ツールが独自に設けているポリシー上の制限に注意すること。

特に生成 AI による生成物を対外的に利用する場合は、「生成 AI により作成」等と記載することで、情報の透明性と信頼性の確保に努めること。

3 生成 AI の活用方策（校務での利活用）

「教育は、教師と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成 AI が社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになるという認識の下に、授業準備や各種文書のたたき台作成を含む校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。」（文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」より）

利活用の際には、生成 AI から一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくことや、**生成 AI の出力はあくまでも「参考事例」であることを認識し、最後は教職員自らがチェックし、推敲・完成させる必要がある。**

(1) 教職員による校務での活用事例

- ①児童・生徒の指導にかかわる業務支援
 - ・授業で取り扱う教材や練習問題、テスト問題の構成案作成
 - ・授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用
 - ・児童・生徒の生活実態調査等のためのアンケート案の作成
 - ・校外学習等の実施行程案の作成

②学校行事・部活動にかかわる業務支援

- ・運動会の実施種目案作成
- ・部活動等の大会・遠征にかかる経費の概算
- ・練習メニュー案の作成

③学校の運営にかかわる業務支援

- ・時間割・授業時数の調整案作成
- ・各種報告書、おたより、通知文、案内文の構成案作成
- ・研修資料の進め方や構成案の作成
- ・会議や研修、講演会の要約、議事録案の作成
- ・HP 等広報用資料の構成案作成

④外部対応への支援

- ・保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整
- ・挨拶文や式辞等の原稿案作成
- ・外国籍の保護者へのお知らせ文書の翻訳

(2) 適切ではない活用事例

上記具体例にある通り、構成案、調整案など、一つの「参考事例」として取り扱い、**生成 AI が出力したものをそのまま活用したり、内容の正確さを確認せずに使用したりすることは適切ではない。**

4 生成 AI の活用方策（学習活動での利活用）

「児童生徒の学習場面での利活用にあたっては、生成 AI と人間との関係を対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきである。」（文部科学省「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」より）

活用する際には、**学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味する必要がある。**また、児童・生徒に使わせる際には、**メリット・デメリットに関する学習を十分に行之、情報モラルを含む情報活用能力を充分育成する必要がある。**

(1) 学習活動における活用事例

- ・グループの考えをまとめたり、アイデアを出したりする活動の途中段階で、**児童・生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見付け議論を深める目的で活用する。**
- ・英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や、一人一人の興味・関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする。
- ・外国籍の児童・生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する。
- ・情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育*の一環として、**生成 AI の性質や限界等に児童・生徒が気づくための教材として、生成 AI が出力した誤りを含む生成物を活用する。**

* 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報活用能力の一部）

デジタル・シティズンシップ：デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力

⇒デジタル社会において、トラブル回避・リスク対応力を育成するとともに、「より良いデジタル技術の使い手」となるため、積極的な ICT 活用を促していくという考え方

(2) 適切ではない活用事例

- ・各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、**生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出する。**
- ・詩や俳句の創作、音楽・美術等表現鑑賞など、**児童・生徒の感性や独創性を発揮させたい場面や初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせる。**
- ・テーマに基づき調べる場面などで、**教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使わせる。**
- ・教員が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、**教員の代わりに生成 AI の出力のみに頼る。**
- ・**定期考査や小テストなどで児童・生徒に使わせる。**
- ・児童・生徒の**学習評価を、教員が判断せずに生成 AI からの出力のみをもって行う。**

5 教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- ・教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか
- ・校務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- ・生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ・ハルシネーションやバイアス（判断の偏り）等、生成 AI の特徴や限界を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- ・プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
- ・プロンプトに個人情報を入力していないか
- ・著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

6 児童・生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- ・教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- ・児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- ・生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ・プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- ・著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- ・生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか（年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など）
- ・生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては、不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか
- ・学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- ・保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか
- ・児童・生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対して周知し、理解を得ているか